

キャリアバンクアカデミー介護福祉士実務者研修 通信課程 学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

キャリアバンク株式会社

（設置目的）

第2条 高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な介護サービスを提供するため、必要な知識、技術を有する介護員の養成を行い、広く福祉社会に貢献することを目的とする。福祉社会の問題解決の為に、専門性を高め質の高い福祉サービスを提供できる人材の輩出を図る。

（研修事業の名称）

第3条 研修事業の名称は次のとおりとする。

キャリアバンクアカデミー介護

キャリアバンクアカデミー介護福祉士実務者研修 通信課程

（スクーリング会場の位置）

第4条 前条の研修を行うために使用するスクーリング会場は次の通りとする。

キャリアバンク株式会社 本社

札幌市中央区北5条西5丁目7番地 sapporo55 5F

（修業年限）

第5条 研修期間は以下の通りとする。

但し、いずれの場合も2年を超えて在籍はできないこととする。

1. 無資格者については研修期間を6ヶ月とする。
2. 有資格者（介護職員初任者研修修了者・訪問介護員研修2級課程修了者・訪問介護員研修1級課程修了者・介護職員基礎研修修了者）については4ヶ月とする。

（定員・学級数）

第6条 本講座の定員は1学級あたり30名以下とする。

（養成課程・履修方法）

第7条 本校の講座は通信制により行う。

ただし、介護過程Ⅲ及び医療的ケアの演習については対面での授業により行う。

通信課題の提出方法は、WEB（Eラーニング）とする。

本講座で使用する教材は、日本医療企画「実務者研修テキスト」（全8巻）とする。

授業は、教材を配布し、質問応答、学習課題に対するレポートの提出及び面接授業その他適切

な方法により行う。

受講生は、下記に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたところによりレポートで提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

受講生は、教材の内容についてファックス又は電子メールにより質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、次の通りとする。

	科目	無資格	介護職員 初任者研 修	介護職員 基礎研修	訪問介護 養成研修 1 級課程	訪問介護 養成研修 2 級課程
1	人間の尊厳と自立	5 時間	免除	免除	免除	免除
2	社会の理解 I	5 時間	免除	免除	免除	免除
3	社会の理解 II	30 時間	30 時間	免除	免除	30 時間
4	介護の基本 I	10 時間	免除	免除	免除	免除
5	介護の基本 II	20 時間	20 時間	免除	免除	免除
6	コミュニケーション技術	20 時間	20 時間	免除	免除	20 時間
7	生活支援技術 I	20 時間	免除	免除	免除	免除
8	生活支援技術 II	30 時間	免除	免除	免除	免除
9	介護過程 I	20 時間	免除	免除	免除	免除
10	介護過程 II	25 時間	25 時間	免除	免除	25 時間
	介護過程Ⅲ ※面接授業	45 時間	45 時間	免除	45 時間	45 時間
11	こころとからだのしくみ I	20 時間	免除	免除	免除	免除
12	こころとからだのしくみ II	60 時間	60 時間	免除	免除	60 時間
13	発達と老化の理解 I	10 時間	10 時間	免除	免除	10 時間
14	発達と老化の理解 II	20 時間	20 時間	免除	免除	20 時間
15	認知症の理解 I	10 時間	免除	免除	免除	10 時間
16	認知症の理解 II	20 時間	20 時間	免除	免除	20 時間
17	障害の理解 I	10 時間	免除	免除	免除	10 時間
18	障害の理解 II	20 時間	20 時間	免除	免除	20 時間
19	医療的ケア・通信	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間
	医療的ケア ※演習	規定回数	規定回数	規定回数	規定回数	規定回数
	実務者研修受講時間数	450 時間	320 時間	50 時間	95 時間	320 時間
	通信科目	19 科目	10 科目	1 科目	2 科目	11 科目

「訪問介護員養成研修 3 級過程」修了者は無資格者と同様のカリキュラムを受講するものとする。

(休業日)

第 8 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と当法人が判断した場合に研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、振替受講の別日を設定し、受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

事務局窓口の休業日は以下の通りとする。

ただし、事務局窓口の休業日であっても面接授業や演習を行うことはあり得る。

- (1) 年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日
- (2) 毎週土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 天災等やむを得ない事情により運営が困難と当施設が認めた日

(入校時期)

第 9 条 入校時期は 6 月 1 日、10 月 1 日とする。

(入校資格)

第 10 条 入校対象者は下記三項目の全てを満たす者とする。

- 一 介護福祉士国家試験受験予定者であること
- 二 北海道在住者であること
- 三 全ての過程を自身ひとりの力で受講・遂行することが可能な心身ともに健康な 16 歳以上であること

ただし、母性保護のため妊娠している者は受講を断る場合がある。

また、テキスト・添削課題・通学授業等の研修全体が日本語で構成されている為、その読み書き・聞き取りが問題なくできる者とする。

(入校者の選考)

第 11 条 前述の通りであることの確認を行う。

本講座受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに受講料を納付した者とする。

(入校手続)

第 12 条 入校手続は次の通りとする。

1. 「介護福祉士実務者研修受講申込書」を記入の上、各コースの期日までに申し込む。
2. 事務局より申込を行ったものに対し、選考後受講決定有無の連絡を電話・メール・郵送のいずれかの方法により通知する。
3. 受講決定通知を受け取った受講生は、支払期日までに受講料を納入する。
4. 当社は受講料の納入を確認した後に、教材を郵送により配布する。

(休学)

第 13 条 受講者が疾病等のやむを得ない事由によって受講を一時中断する場合は、その事由を休学願を提出し、当社の許可をえなければならない。

(復学)

第 14 条 休学していた者は、休学の理由が解消し復学を希望するとき、事前に復学願を提出し、

当社の許可を得なければならない。

(退学)

第 15 条 受講者が退学をしようとするときは、所定の退学届を提出することとする。

受講者が規定を守らない、または次の行為があったときは退学を命ずることがある。

1. 出席が常でなく、欠席、遅刻、または早退が著しく多いとき
2. 施設の秩序や最適な受講環境を著しく乱したとき、又は乱す恐れのあるとき
3. 故意に施設の設備又は物品を防失、毀損又は施設外に持ち出したとき
4. 法令違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、訓練受講者として相応しくないとき
5. 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき
6. その他、受講継続が困難であるとき

いずれに事由にかかわらず、退学の場合は受講料の返金を行わない。

(学習の評価及び修了の認定)

第 16 条 学習の評価は以下のとおりとする。

1. 受講者が必要な科目全てを履修したことを確認する。
2. 出席時間数が3分の2以上に満たない者に対しては、当該科目の履修を認定しない。
3. 通信課題はEラーニングを使用し、期限までの提出状況を確認する。
成績評価は各100点満点を基準とし、70点以上を合格とする。
評価は、課題の理解度及び的確性に依りて次のとおり確認することとする。
評価基準はA：90点以上、B：80～89点、C：70～79点、D：69点以下の4段階で評価する。
4. 通信課題においてD評価の場合、又は面接授業が不合格になった科目については、指定する期限、方法によりレポートの再提出、又は面接授業の再履修を認めることが出来る。この場合においては所定の手続きをとり、本校の許可を得なければならない。
5. 所定の修了期限内に合格できなかった場合も引き続き、通信課題の再提出及び面接授業の再履修になる科目は、再履修科目として取り扱う。この場合においては、学校長の許可を得なければならない。
6. 各科目の到達目標に従い、介護の知識・技術の習得度の評価を行う。
7. 「介護過程Ⅲ」45時間、「医療的ケア演習」については、通学授業とする。
8. 「介護過程Ⅲ」において、演習後の実技試験と筆記試験の総合評価においてC判定の基準を達することで合格とする。C判定以上の評価がでるまで試験を繰り返し行うものとする。
9. 「医療的ケア演習」において、喀痰吸引、経管栄養、救急蘇生法を規定回数以上行うこととする。

「医療的ケア演習」は「医療的ケア通信課程」を全て履修していることで参加とする。
演習後の実技試験においてC判定の基準を達することで合格とする。C判定以上の評価がでるまで試験を繰り返し行うものとする。

10. 修了の認定は、第7条に定めるカリキュラムを全て履修し、前項までの評価基準を全て満たすことで修了とする。

(修了証明書の交付)

第17条 第16条により修了を認定された者には、当社において修了証明書を交付する。

(受講料)

第18条 受講料は受講開始日の7日前までに会場への直接払込、または指定の口座へ全額振り込むこととする。(振込手数料は受講者負担)

なお、受講開始までに全額納入がなかった場合には、受講を断る場合がある。

受講料は以下の通り。

受講予定者の有する資格	受講料
無資格	148,500 円
介護職員初任者研修修了 訪問介護養成研修 2 級課程	79,200 円
訪問介護養成研修 1 級課程 介護職員基礎研修	61,600 円

※全て教材費、消費税込みの料金

(解約・返金)

第19条 受講開始の7日前までの解約については、契約を解約することが出来る。

その場合、必ず電話にて解約の旨を連絡することとする。

既に受講料を納入済み済みの場合は、当社より全額返金する。なお、返金の際に発生する振込手数料は受講者本人の負担とする。

教材を既に発送済みの場合、当社は教材費と事務手数料を差し引いた金額を返金、もしくは請求をする。この場合、教材の返却は必要ないものとする。

受講開始の6日前からの解約について、原則として受講料の全額を納入する。

既に受講料を納入済み済みの場合は、当社は返金に応じない。

当社都合で開講を中止する場合は受講料を全額返還する。

ただし、当社開催の別コースの講座を受講する場合は、その受講料へ充当することを認める。

(教職員の組織)

第20条 研修を実施するにあたり、以下の教職員を置く。

1. 養成施設の長
2. 業務に関する主任者

3. 専任教員
4. 介護過程Ⅲを担当する講師
5. 医療的ケアを担当する講師
6. 事務職員

(賞罰)

第 21 条 賞罰は以下の通りとする。

受講者が施設職員または講師の指示に不当に従わなかったとき、受講者としての本分に反し故意に業務を妨害・破損する行為があり、改悛の見込みがないときは、指導・警告・勧告及び退学とする。

(秘密保持)

第 22 条 研修にたずさわる者は、研修実施に際して知りえた情報をみだりに他人に知らせてはならない。業務を廃止した後においても、同様とする。

(本人確認)

第 23 条 研修の実施にあたり、受講開始前もしくは受講初日に本人確認を行う。

本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講を認めないものとする。

1. 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
2. 住民基本台帳カードの提示
3. 健康保険証の提示
4. 運転免許証の提示
5. パスポートの提示
6. マイナンバーカード

(苦情の申し出先)

第 24 条 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情受付部署：キャリアバンクアカデミー介護 受講者担当 TEL 011-251-0707

(施行細則)

第 25 条 この学則に必要な細則並びに学則に定めない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

第 26 条 この学則は令和 6 年 9 月 1 日より施行する。